

山口県獣医師会会報

Monthly Report of the Yamaguchi
Veterinary Medical Association

第 712 号 令和 2 年 9 月

山口獣医学雑誌第47号の発刊について

常務理事 福島 和彦

山口獣医学雑誌を発刊します。今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、山口県獣医学会が、中止となったことから、発表を予定されていた会員の方には、是非とも投稿をお願いします。

投稿される場合、令和2年12月7日（月）までに本会事務局まで下記の投稿規程に沿って提出をお願いします。

なお、投稿したいけれども期日までに間に合わ

い場合には、本会事務局までご一報ください。編集委員会で調整させていただきます。

投稿規程は、次のとおりですが、英文校正については、本会の方で専門業者に依頼を行います。

おって、47号以降については、会報と同様に経費の節減のため、ホームページ掲載としますが、従前どおりの冊子を要望される方にとっては、10月30日（金）までに本会事務局にご連絡ください。

山口獣医学雑誌投稿規程

- 山口獣医学雑誌（以下、「雑誌」という。）に関する原稿の取り扱いは、この規程による。
- 原稿は、Microsoft Word等のコンピューターソフトを用いて作成し、原稿（図表等を含む）の電子ファイルを学会事務局へ電子メールの添付書類にて提出する。電子メールで送信できない場合は、プリントアウトした原稿2部（図表等を含む）とそれらのファイルを保存したCD-ROM等を学会事務局あて送付する。
- 原稿は、編集委員会において審査し、原稿の採否及び掲載の順位は、編集委員会が決定する。ただし、編集委員会は、内容に応じて専門家に原稿の審査を依頼することができる。また、審査の過程で著者への修正を求め、再審査を行うことがある。
- 審査の結果、採用と認められた原稿は、雑誌の印刷発刊後においても、原則として著者へ返却しない。
- 審査の結果、不採用と認められた原稿は、原則として、受付3か月以内に返却する。ただし、この場合、不採用の理由を明らかにする義務を負わない。
- 原稿は、原則として、刷り上がり6ページ（1ページ約2,400字）以内とする。制限ページ数を超過した分およびカラー写真については、著者実費負担とすることがある。ただし、編集委員会の依頼による総説論文の原稿は、この限りではない。
- 原稿は、表紙、和文・英文抄録、キーワード、文献、図表の説明等に分けて書く。
 - 電子ファイルのフォーマット：A4版用紙に横書き、1行40字×30行（目安）、明朝体12ポイントで、フッター中央にページ番号を記載する。
 - 表紙：原稿の種類、論文表題、著者名、所属施設ならびにこれらの英訳の順に記載する。下段に連絡著者の連絡先（氏名、住所、電話・FAX番号、電子メールアドレス）を明記する。
 - 和文・英文抄録：抄録は和文、英文ともに刷り上がり1ページ以内とする。和文と英文の要約の後

小動物講習会開催のお知らせ

令和2年度の小動物講習会を下記のとおり開催します。会場の設営、講習会資料の準備の都合上、9月16日（水）までに事務局にご連絡ください。折り返し、当日参加のための健康チェック表をお送りします。

- 日 時：令和2年9月27日（日）13:30～16:30
- 場 所：「防長苑 2階 孔雀の間」山口市熊野町4-29（TEL：083-922-3555）
- 講 師：網本 昭輝 先生（宇部市アミカペットクリニック）
- 内 容：「一次診療施設で行いたい口腔内疾患の予防と治療」
- その他：・今回の講習会は、会員限定とさせていただきます、急な参加はご遠慮願います。
・新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては中止することもあります。
その折には、事前申し込みをされた方には、ご連絡させていただきます。

に、原著で5語以内、短報では3語以内のキーワードを記載する。

- 8 図表並びに写真は、まとめて原稿の最後につけ、論文中にそれらを置く位置を指定する。
- 9 引用文献は、本文に引用したものに限り、著者名、論文題名、雑誌名、巻(号)、始頁～終頁、西暦年を明記し、原則としてアルファベット順に配列し、番号をつけ、下記の様式で記載する。

例 雑誌

和文： 5) 松本正弘・中村一夫：人および動物血液中の日本脳炎ウイルス中和抗体の分布と推移について. 熱帯医学, 15(6) : 272~285.1975.

英文： 18) Lawrence J. E. and Clark, D. H.: The Lysis of Leptospire by Antiserum. Amer. J. Trop. Med. Hyg., 24(2) : 250~260.1975.

単行本

和文： 7) 山村雄一・石坂公成：免疫化学概論, 2版: 15~18. 朝倉書店, 東京.1973.

英文： 15) Smith, H. A., Jones, T. C. and Hunt, R. D.: Veterinary Pathology. 4th ed. Lea & Febiger Pub., Philadelphia. U.S.A. 1972.

- 10 外国人名、地名などは原語のまま記述し、数字は算用数字、度量衡はメートル法による。
- 11 印刷の校正は編集委員が行う。ただし、初校は著者も行うものとし、この場合、原則として、内容の訂正は認めない。
- 12 別刷は、100部まで無償で贈呈する。それ以上の部数については、著者実費負担とする。必要部数については、初校(著者校正)のとき、原稿の右上端に朱書するものとする。
- 13 掲載論文の著作権及び電子的形態による利用も含めた包括的な著作権は、公益社団法人山口県獣医師会に帰属する。

山口県学事文書課による公益法人立入検査結果について

常務理事 福島和彦

去る令和2年8月7日(金)に学事文書課による立入検査が行われました。この立入検査は、3年ごとに期日を指定し実施されるもので、事業内容・経理内容・ガバナンス(定款を始め各規則等に沿った法人運営の実施と実施決定に至る過程)をチェックするものです。当日は、9時30分から学事宗務班の剣物達文主査(班長)、若月由加理主査(公益法人グループリーダー)、則近久美子主任、和泉由美子任用職員の4名により実施されました。事業内容については、今年度の総会資料を用いて2019年度の事業内容を小職から説明しました。その後、経理関係と理事会・総会関係、事業関係の3部門に分かれて

の詳細な検査が丸1日掛けて行われました。

最終的には、大きな指導事項はありませんでしたが、昨年度中に種々の規則、規程等を変えた中に「役員報酬規約」の中の文言(「給与」を「月額報酬」に変更等)を変えたことによって、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」並びに同施行規則に基づく「変更届」を出すよう注意があり翌週の8月11日(火)には提出しました。

今後も十分に注意を払いながら、獣医師会の健全な運営に努めて参りますので、よろしくお願ひします。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(抜粋)

(変更の届出)

第十三条 公益法人は、次に掲げる変更(合併に伴うものを除く。)があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 名称又は代表者の氏名の変更

二 第十一条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更

三 定款の変更(第十一条第一項各号に掲げる変更及び前二号に掲げる変更に係るものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項の変更

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(抜粋)

(変更の届出)

第十一条 法第十三条第一項の規定による変更の届出をしようとする公益法人は、様式第三号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

2 法第十三条第一項第四号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 理事等(代表者を除く。)又は会計監査人の氏名若しくは名称

二 法第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準

三 法第六条第四号に規定する許認可等

リレー随筆

着任から2年たって

会員の皆様方はいかがお過ごしでしょうか？私の方はコロナの影響で自粛していた大学病院診療が少しずつ元通りに戻りつつあります。紹介いただいている先生方には診療制限等のご負担をかけてしまい、大変ご迷惑をおかけいたしました。

話はがらりと変わりますが、私が山口大学に着任し、丸2年が経ちました。山口県に来ること自体初めてだった自分がこの山口での生活に慣れ、馴染めたのは山口の方々の温かい県民性のおかげと感じております。また、山口の食べ物とお酒が美味しいのも楽しく生活できる一因です。私生活だけでなく、大学病院の診療におきましても紹介してくださっている先生方のおかげで、徐々に担当の症例も増えてきており、非常に充実しております。この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。紹介していただき、本当にありがとうございます。これからも、よろしく申し上げます。着任したばかりの頃はなんとか地域医療に貢献するために自分の専門以外の分野を再度勉強し直さなければと悩んでいたことが思い出されます。今では自分がしっかりと貢献出来ているのか、他に何かできることはないのだろうかという悩みへと変化しています。恐らく、この悩みは尽きることはないのでしょうか、諦めず、続けていくことで微力であっても貢献出来ればと思います。

私事ではありますが、今年の8月に日本獣医循環器学会認定医を取得いたしました。認定医を取得することが目的ではありませんが、自分が正しく循環器学を学び、診断および治療が正しいと認められたのかと思うと嬉しくもあり、今後は取得で満足することなく、さらに知見を広げていかなければいけない

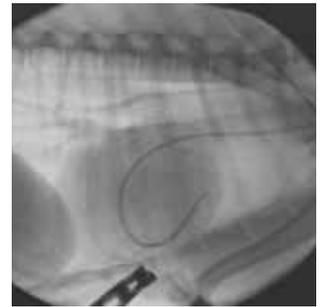
山口大学支部 砂原 央
(山口大学共同獣医学部獣医外科学分野)

という責任感を感じています。また、自らの診療だけで専門知識を活かすのではなく、学生さんや研修医さんに循環器学の教育を行い、1人でも多くの症例が救えるようになって貰えるように努めていきたいです。

今回、載せている写真はよくわからないかもしれませんが、心臓カテーテル検査で右心室にカテーテルを入れているときの透視画像になります。認定医を取得したこともありますが、最近になって心臓カテーテル治療に必要なデバイスが揃い、カテーテル治療ができる体制になってきました。今まで山口大学で日常的に行っているものではないので、どこまで日常的に行っていけるかは現在のところ不透明ですが、適応症例がいれば全力で取り組んでいきたいと思っていますので、もし先生方で適応と思われる症例がいましたら、ご紹介いただければと思います。他に何か困っていることがありましたら、相談、紹介していただければと思います。

コロナの影響が依然あり、生活が制限され、大変だとは思いますが、いち早く落ち着き、以前の生活が戻ってきますことを祈っております。

次回は、下関市で開業されているなつ動物病院の原田秀明先生をお願いします。



心臓カテーテル検査

「へビはどこに注射するの？」

宇部厚狭支部 宮下 実
(宇部市ときわ動物園)

1973年4月、天王寺動物園に勤務して定年まで37年間、その後は近畿大学先端技術総合研究所に6年間勤め、大学も定年を迎えて山口県に。宇部市ときわ動物園で早や5年目を迎えました。動物園での勤務は通算42年目、よくもこれだけ動物園で仕事してきたものと、自分でも感心しています。

さて、多くの動物診療に携わられている獣医師会の皆さん、へビに注射をした経験はおそらくないでしょう。私の天王寺動物園での初仕事は、アオダイショウの注射から始まりました。当時、ペットとして飼育していたミドリガメ(正式名称はミシシippアカミミガメ)が原因で幼児がサルモネラ感染症で亡くなられるという症例が広島で起きました。サルモネラはヒトでは食中毒を起こす病原細菌として知られていますが、ペットのへビやトカゲ、カメなどの爬虫類はこのサルモネラを高率に保菌していると言われていたことから、天王寺動物園の爬虫類を検査してみると、その保菌率は60%を超えることが分

かり驚かされました。

爬虫類にとってはこのサルモネラ菌は腸管内に当たり前にいる細菌のようです。というのも爬虫類はこの菌で体の調子を悪くすることはないからです。爬虫類にとっては無害でもヒトにとっては恐ろしい細菌です。そこでサルモネラを保菌して

いるアオダイショウに抗生物質を投与して除菌が可能かどうか試みる実験をしました。サルモネラによく効く2種類の抗生物質を選び、ヒトの通常量、その倍量、3倍量などと種類と投薬量を変えて10頭のアオダイショウに注射することになりました。しかし生まれてこのかた、へビに触れた経験が一度もな



マムシのX線写真
肋骨は100対を超える

い私にとっては不安と緊張でドキドキしていたのを今でも覚えています。

先輩獣医師から次々に指示が出ます。「首をすばやく押さえて」（どこが首なんやろ・・・?）、「腕にへびが巻きついても怖がらないように」（鱗の尻尾で巻かれときは恐怖で胸が張り裂けそう！

「この一番大きなアオダイショウなら注射しやすいから、一度やってみよう」（エッ！絶句）。大学ではウシやイヌ、ニワトリ、マウスに注射したことはありますが、へびはもちろん初体験。しかも四肢のないへびのどこに注射してよいものやら、しばし途方に迷いました。先輩の指導の元、どうにか注射を終えましたが、私には手も足も出なかった新人時代の思い出です。

しかし慣れるというのはまさに熟達の道、片手で

へびの首をしっかり押さえ、腕にへびが巻き付いても動じることなく、もう片方の手だけで注射を打つという技術？も身につきました。注射した瞬間、おそらくへびも痛いでしょう、締め付ける力が一段と強まるのを感じました。

ちなみにへびに対する注射は、心臓のあたりを避けて胸部から後方の背中の中鱗の継ぎ目から針を刺入し、皮下注射の要領で鱗の下筋組織に薬液を注入します。数度の抗生物質の効果は著しく、サルモネラは除菌できました。一昨年の健康診断でピロリ菌の感染が分かったため、さっそく除菌治療を受けましたが、40年ほど前のアオダイショウの除菌が懐かしく思い出されました。

*へびは100対以上の肋骨で体を構成しているため、体が曲がりくねりやすくなっています。

新入会員紹介

はじめまして



2019年9月より山口大学共同獣医学部の獣医微生物学分野に所属しています。出身は北海道の室蘭市というところで、北海道大学理II系に入

学、獣医学部進学・卒業、さらに同大学院を卒業後、長崎大学熱帯医学研究所、マサチューセッツ州立大学医学部、(財)東京都医学研究機構東京都神経科学総合研究所、再び長崎大学熱帯医学研究所、さらに長崎大学に設置計画が進んでいる高度封じ込め実験施設(BSL-4施設)の担当である感染症共同研究拠点を経て、山口大学に参りました。

学生時、獣医学部には大動物の獣医になろうと思いついて進学しましたが、卒業研究での講座配属を選ぶ時期に、大学のバレーボール部で力を入れすぎてしまった結果、希望していた講座配属に後れを取ってしまい、しかたがないので上級生に女性しかいなかったという公衆衛生学教室に入りました。そこで、当時国内ではじめて確認されたダニ媒介性脳炎ウイルスに出会い、研究に興味を覚え、気が付けばウイルスを中心とした感染症研究の道に進んでいました。大学院の時には、ロシアに連れて行ってもらうマダニやネズミを集めてウイルス分離をするという仕事に携わり、フィールドワークの面白さも体験し、今の研究の素地にもなっています。その後、国内はもとよりベトナムやケニアでもフィールドワークを続けてきました。

これまで、医学系の大学、研究所に所属してきましたが、大学院卒業以来、ひさしぶりに獣医学部に戻

山口大学支部 早坂大輔

(山口大学共同獣医学部獣医微生物学分野)

てきました。山口大学共同獣医学部は、学生、教員含め非常に雰囲気良く充実した日々を送らせていただいています。現在、マダニ媒介性のSFTSをはじめ、野生動物や節足動物由来の感染症、人獣共通感染症、新興・再興感染症を対象とした研究を進めています。特にSFTSについては、山口県が国内初の患者が確認された場所ということもあり、今後も積極的に研究調査を進めていきます。獣医師会の皆さんはご存じかと思いますが、SFTSはネコやイヌでも感染、発症例が確認されており、特にネコでは致死率が60%程まで達する重篤感染症となっています。重要なのは、唾液や涙、糞等に相当量のウイルスが含まれていることで、国内においてSFTS発症動物からヒトへの感染例(死亡例含む)が複数報告されています。関係者の皆様には、ぜひ対策、情報の周知等を徹底していただきたく思います。我々の研究室では、SFTSの診断検査を受け付けていますので、獣医療関係者の方で、疑い動物を診る機会があった際には連絡をいただければと思います。また、SFTSはおそらく昔から存在していたのに誰も知らなかったように、未知の病原体による感染症はまだ存在すると思います。SFTS疑いに限らず、診断がつかない、何かの感染症が疑われるような症例につきましても連絡をお待ちしています。

山口県はマダニ、野生動物といった材料に事欠かなく、今後の研究が非常に楽しみです。獣医師会の皆さんとも何かと一緒に調査研究ができると良いと思っています。今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

はじめまして



今年度から新規採用で中部家畜保健衛生所に配属されました大山ゆきです。主に中小家畜に関わることと

山口支部 大山ゆき

(山口農林水産事務所畜産部)

病性鑑定の業務を行っております。私は出身が鹿児島で、山口大学獣医学部に進学し、そのまま山口県庁へと入庁致しました。大学時代は薬理学研究室で、

癌に関する基礎的な研究を行っていました。そのため牛や鶏には実習でしか扱うことがなく、農業獣医での配属が決まったときはとても不安でした。9月になり入庁して半年が過ぎようとしています、そんな不安も杞憂に過ぎず、とても楽しく仕事をさせていただいています。コロナ禍で同期となかなか知り合うことはできませんが、職場の方々に恵まれているおかげで毎日が充実しています。

話は変わりますが、私の趣味はバドミントンです。大学3年生の頃から社会人サークルに通いだし、今では県内各地にバドミントンの交友関係が広がっています。私が地元の鹿児島に帰らずに山口に残った理由の一つがバドミントンでもあります。社会人サークルで知り合った方々は年齢、職業もさまざま、自分の知る世界がとても広がりました。コロナが流行する前は、月1～2回ある市民戦に出場して普段練習することのない相手との試合を楽しんでいました。市民戦ではダブルスの大会がほとんどですが、学生の部活の頃と異なり、固定ペアという概念がありません。さまざまな人とペアを組むことで毎回新しいプレースタイルを見つけることができます。学生時代では雲の上の存在だったような人とペアを組んでもらったり、試合をすることもあります。社会人ならではのやりたいことができるスタイルで、マンネリもなく、周りの方々もバドミント

ンが大好きなので一緒にできて楽しいです。今では学生時代以上にバドミントンを楽しんでいる気がします。大学入学時に部活に入ろうとしましたが、「獣医学部は忙しいことがわかっているから遠慮してくれないか」と断られ、サークルには入りましたがほとんどバドミントンを辞めたような状態でした。憧れの学部に入れただけでもよかったんだ、しょうがないと思っていましたが、社会人バドミントンという選択肢があることに気づけて本当に良かったです。山口自体でもバドミントンが盛んに行われているのも幸いでした。女性であれば普通の市民戦でなく「レディース」の試合にでることができたり、30歳以上になると「シニア」分類の大会に新しく出場できるようになります。続ければ続けるほど新しい楽しみがでてくるので、これからもずっとバドミントンをしていこうと思っています。

バドミントンの話ばかりになってしまいましたが、もちろん本業を第一に頑張っていくつもりです。まだまだ勉強不足で、至らぬ点が多々あるとは思いますが、ご指導していただければ幸いです。山口県に残った大学時代の同期も数名いるので、一緒にがんばっていきたいです。

人として、獣医師として少しずつ精進していければと思います。これから宜しくお願い致します。

はじめまして



はじめまして。本年度より長門健康福祉センターの食品衛生班に配属されました、藤田柊人と申します。

私は2014年に岐阜大学の共同獣医学科に入学し、6年間獣医学を学びました。大学では野生動物医学研究室に所属し、イノシシの数を調べるために山の中を歩き回ったり、シカ肉中の寄生虫を調べたりしていました。また、動物愛護系のサークルに所属し、啓発活動の一環として子供にクイズを出してバルーンを配ったり、岐阜県の動物愛護センターに何度か伺ったりしていました。

さて、ここではシカ肉中の寄生虫について、少しお話をさせていただこうと思います。皆様、シカ肉は好きでしょうか。シカ肉は、低カロリー高タンパク、鉄分も豊富という特徴を持ち、ヘルシーな肉として周知されています。ジビエを提供する飲食店が増えつつある昨今、北海道のエゾシカ衛生処理マニュアルのような衛生規範も策定されつつあり、解体中のシカ肉が細菌などに汚染されるリスクは低くなってきています。しかし、ほとんどの野生のシカには、住肉胞子虫(学名:Sarcocystis)という虫が寄生しています。この虫は二宿主性で、シカ肉中にはシストの形態で存在し、肉食獣に捕食されるのを待っています。この住肉胞子虫は新種の発見が盛んな虫で、論文も種判別に関するものが多いのですが、ヒトに食中毒を引き起こす種も報告されています。ウシに寄生する*Sarcocystis. hominis*、ブタに寄生する*S. suis*はヒトを終宿主として腸に寄生すること

長北支部 藤田 柊 人

(長門健康福祉センター)

で、ウマに寄生する*S. fayeri*は毒性タンパク質によって、下痢を引き起こすことが知られています。ただし、これらはすべて日本にはいません。また、住肉胞子虫は宿主の特異性が高いといわれるため、これらはシカには寄生しないと考えられます。

ですが近年、シカ肉中の住肉胞子虫が原因とみられる食中毒が、全国で数件報告されています。そうした事例の調査から、*S. fayeri*と同様の毒性タンパク質が検出されました。ただ、住肉胞子虫による食中毒は症状が軽微であり、あまり危険視されていません。そのせいか、食中毒の詳しい研究もあまり報告がありません。そもそも、シカに寄生する住肉胞子虫は*silva, truncate, ovalis, pilosa*…と多くの種が存在し、まだまだ新種も発見されています。一体どの種が毒をもっているのか、定かではありません。わからないことだらけですが、実際に毒性タンパク質が検出されていますので、生で食べることはお勧めしません。住肉胞子虫だけならば、一定の冷凍処理でも無毒化はできるのですが、生のシカやイノシシの肉にはE型肝炎のリスクもありますから、しっかり中心まで火を通すことをお勧めします。

今後は食品衛生班の一員として、食中毒の事例にあたることもあるかと思いますが、まずはしっかり対応の仕方を学んでいこうと思います。そのほかの仕事に関しても、まだまだ学んでいる最中ですので、至らぬ点も多々あるかと思いますが、皆様、ご指導ご鞭撻のほどお願い致します。

ポスター紹介「動物の遺棄・虐待は犯罪です」

獣医師会 事務局

「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に伴い、環境省及び警察庁から下記のポスターの配布がありました。数に限りがありますが、必要な会員の方は、獣医師会事務局まで申し出てください。A3版の大きさのため、二つ折りにてお送りします。

犯罪です。

動物の遺棄・虐待は

罰則が強化されました。

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の懲役または500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の懲役または100万円以下の罰金

●動物の愛護及び管理に関する法律
第48条 愛護動物を殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
第49条 愛護動物に対し、その生命に危害を生ずるおそれのある暴行を働かし、又はそのおそれのある行為をせよと、みだりに勧告若しくは命令をせよ、懲戒し、その従属及び安全を確保することが必要な場所に閉鎖し、又は飼養密度を著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し、若しくは管理することにより健康を害すること、傷を付し、又は危害を生ずる愛護動物であつて、死傷におよぼし、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、若しくは虐待した施設又は動物の愛護動物の死傷が顕著な施設であつて、自己の管理するものにおいて閉鎖し、又は管理することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
第50条 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

◎令和2年6月1日から

 **環境省** **警察庁**

事務局だより

8月7日 ・学事文書課 公益法人立入検査
8月18日 ・国立大学地域枠導入要請

8月25日 ・会報編集委員会
8月6日、20日 ・事業推進会議

山口市 (県獣会館)
山口市 (山口大学)

次回編集委員会 9月25日(金) 13:30~

山口県獣医師会会報 第712号 令和2年9月10日 (毎月1回発行)

発行所 (公社)山口県獣医師会(〒754-0002 山口県山口市小郡下郷1080-3)
電話 (083) 972-1174 FAX (083) 972-1554
e-mail:yama-vet@abeam.ocn.ne.jp
http://www.yamaguchi-vet.or.jp

編集責任者 上田 晋平
発行責任者 田中 尚秋
印刷 コロニー印刷